

(16)野良猫等避妊・去勢手術費補助金について

殺処分される猫や野良猫を減らし、また猫に起因する糞尿被害等の防止を図ることを目的とし、猫の飼い主等に対し、避妊・去勢手術に要した費用の一部を補助します。

記

1. 補助対象者

町内に住民登録がありその住所地に居住している者であって、町内において猫(営利を目的として飼育している猫を除く。)を飼育管理している者、または所有者の判明しない猫を捕獲した者(または集落)

2. 補助の内容

鳥取県獣医師会が指定する動物病院で避妊・去勢手術を行った場合、以下の金額を補助します。

(1) 飼い猫

・1頭につき手術費用の1/2 (上限5,000円)

(2) 所有者の判明しない猫(野良猫)

・1頭につき手術費用の1/2 (上限10,000円)

※手術済の目印として耳先カットが必要になります。

3. その他

(1) 補助件数は飼い猫・野良猫とも30件ずつ、合計60件です。

(2) 町からの補助金交付決定後の手術が対象となります。手術後の申請は対象となりません。

(3) 野良猫については、地域の区長様の証明を必要とする予定です。

(4) 申請受付は7月を予定しています。時期が決定しましたらあらためて広報いたします。

【問い合わせ先】

地域整備課 環境整備室 担当：勝部裕之

電話：68-5539 FAX：68-3866